

# 令和8年度 宇治市バレーボール協会(家庭婦人部会)加盟登録について

## 1. 登録規定

- (1) チーム登録期間は令和8年4月1日～令和9年3月31日とする。
- (2) 新規加盟チームの登録は隨時できる。
- (3) 構成員は宇治市に在住する家庭婦人(35才以上の未婚者は可①)であること。
- (4) 同一小学校または中学校において編成されたチームで、常に練習をともにしていること。
- (5) 登録代表者はチームに詳しい責任者であって家庭婦人であること。

原則として1年間変更できない

- (6) 登録チームの変更後、1ヶ月以上経過しなければ、試合には出られない。
- (7) チーム構成員は9名以上、監督・副監督・マネジャーは女性に限り登録が必要(選手兼任は可)  
\*校区外の監督・副監督・マネジャーでもよいが、選手兼任はできない。

(8) 登録されたチームは、当協会主催及び主管の大会・事業に参加することができる。

## 2. 登録記載上の注意

- (1) 登録用紙に必要事項を記入の上提出すること。
- (2) 代表者の印鑑を忘れないこと。
- (3) 登録のチーム名は、あまり長くならないよう留意すること。
- (4) 黒のボールペンで記入すること。

## 3. 登録届けの送付について

登録用紙は、1月14日(水)までに下記にFAXまたは郵送する。

〒611-0014 宇治市明星町1丁目33-11

服部 加代子 FAX 25-3536

## 4. 登録料の納付について

- (1) 登録料 8,000円
- (2) 総会にて徴収

## 5. 追加登録について

- (1) 追加・抹消届けについては、総会で配布する用紙をコピーまたは、協会ホームページより印刷して使用すること。
- (2) 追加・登録用紙は必ず2枚共提出すること。
- (3) 新規登録者は申込み締め切りに間に合えば、エントリーする事が出来る。②
- (4) チーム移動者は登録受理日後30日経過を経過しなければならない。③

尚、3月31日までに登録した場合は春季リーグ戦に出ることができる。

改定	①	令和3年4月1日
改定	②	令和5年4月1日
改定	③	令和5年4月1日